

平成 29 年 1 月 25 日

政府 4 演説に対する代表質問 質問全文

民進党・新緑風会 牧山ひろえ

民進党・新緑風会の牧山ひろえです。会派を代表して政府四演説に対し質問させていただきます。

安倍政権のこれまでの歩みは、「日本を取り戻す」どころか、日本の良さを削ぎ落としていくものでした。

唯一の被爆国として、日本ならではの世界への貢献の仕方を考えるのではなく、海外での武力行使を可能とする。派遣法の改悪で“生涯”派遣で“低賃金”、結婚や子育て等将来設計もままならない状況を当たり前にする。いじめや子どもの自殺が続発する中で、少子化を理由に、教育の予算を減らそうとする。物価が上がった場合でも賃金が下がれば年金は容赦なく下げる。

働く世代が安心して仕事ができ、老後の社会保障も安定していたこの国の良さをこれ以上破壊しないで欲しい。

「未来を切り開く」と強調されていましたが、これまでの安倍政権の政策は、日本の未来を担う子ども達にとって果たして最善のものだったでしょうか。

私は、二人の母親として平和な世の中を子ども達にプレゼントしたい、広い意味での良い環境を残したい、そんな意味を込めていつもオリーブグリーンを着ていますが、総理にも子ども達に対し、同じ思いを持って頂きたい。人として政治家として最大限のことをして頂きたいと思いません。

私は初当選以来、「命を守りたい」という政治を志した初心を忘れずに各種の政策に取り組んで参りました。本日は国の外との関係で「命を守る」外交・安全保障、及び国の内側で「命を守る」厚生労働・教育分野をテーマとさせていただきます。

【外交安保分野】

まずは外交安全保障について、お伺いします。

(企業活動への介入について)

米国のトランプ新大統領が、就任前にトヨタ自動車のメキシコ新工場建設計画を批判しました。NAFTAの見直しを行う以前に、個別企業の経営に介入するような今回のやり方は、私たちが共有しているはずの自由主義経済をゆがめるものです。

米国の利益を最優先する「アメリカ・ファースト」を掲げ保護主義に傾くトランプ新大統領の標的になり得る日本企業は、トヨタだけにとどまりません。衆議院の質疑において「日米経済関係について議論する中で説明を行う」旨答弁されていますが、日本政府としては、ルールに基づいて自由な経済活動している企業を攻撃するのはいかなるものかと一般論としてではなく意見すべきではないでしょうか。このような個別の日本企業が非難のターゲットとなるケースが相次いでも今回のように傍観されるのか、対応の基本方針をお示し下さい。

(日米地位協定について)

1月16日、「日米地位協定の軍属に関する補足協定」が締結されました。一步前進ではありますが、米軍人・軍属による犯罪を防止する抜本改革とは言えません。

また、2016年12月のオスプレイ事故の際には、事故現場を米側が統制し、日本の捜査権が及んでいないとの指摘があります。さらに、2015年8月に発生した米陸軍相模総合補給廠の爆発事故の際に、日米共同調査が行われたのは3日後の1回限りと報じられています。これらは、日米地位協定及びその関連文書において、米軍の管理権が規定されていることによります。米軍関係の事故発生時に日本の捜査当局が十分にそしてタイムリーに捜査を行い原因究明に当たることができるようにすべきと考えますが、総理のご見解をお示し下さい。

【厚生労働分野】

次に厚生労働分野の主要課題である「働き方改革」。特に「同一労働同一賃金」についてお伺いします。

(同一労働同一賃金)

正規・非正規労働者間での不合理な労働条件の相違の禁止は、既に労働契約法等に定められています。しかし、日本におけるパートタイム労働者の賃金水準は、フルタイム労働者の6割に達しません。これは同一労働同一賃金が浸透している欧州の8~9割と比較して極めて低い水準です。

現在、非正規労働者は全労働者の4割に達し、非正規労働者の待遇改善は喫緊の課題となっています。正規・非正規労働者間の格差是正に資する同一労働同一賃金の実現のためには、労使で対立のあった際には司法の場で判断を仰ぐことにより、その実効性を確保することも重要です。

各企業における賃金等の処遇は、使用者が運用するものであり、労働者が「処遇差が不合理である」との立証をすることは困難です。このため、法案化に当たっては、処遇差の合理性の立証責任は使用者が負うことを明記すべきであると考えます。衆議院の質疑において総理は「法制度の具体的内容については、働き方改革実現会議等の場で議論をいただきたい」と逃げの答弁をされていますが、参議院では使用者に立証責任を負わせることを法案に盛り込むかどうか、総理に明確にお答え頂くよう求めます。

また「一億総活躍プラン」には、同一労働同一賃金によって、「正規労働者と非正規雇用労働者の賃金差について、欧州諸国に遜色のない水準を目指す」、つまり、4割程度の賃金差を2割程度に縮めるとの目標が掲げられています。この目標はいつまでに達成するのか、総理にお伺いします。

(介護の負担増)

安倍内閣は、消費税率の10%への引上げを再延期し、消費税増収分を活用する社会保障の充実策については、当初の予定であった本年4月から完全実施することができなくなっています。

特に介護保険に関しては、本来であれば、本年4月から低所得高齢者の介護保険料の軽減措置が完全実施される所でしたが、安倍内閣は、社会保障を充実させるどころか、中所得高齢者の高額介護サービス費の月額上限引上げ、介護納付金の総報酬割の導入、現役並み所得の高齢者の利用者負担割合の引上げなど、高齢者や現役世代の負担を一層強いる改革を実施しようとしています。利用者負担割合をめぐっては、一定以上の所得がある高齢者の負担割合について、平成27年8月に1割から2割に引き上げられたばかりです。

たとえ介護保険制度のみが持続可能となっても、肝心の要介護者やその家族が必要な介護サービスを利用できなくなるようでは、本末転倒と言わざるを得ません。安倍総理が行おうとしている介護の負担増によって、そのような事態が起きることはないのか、総理の御所見をお伺いします。

【教育分野】

次に、未来を創る子どもたちの教育問題について質問します。

(教職員定数の改善)

政府は、これまで加配で措置してきた発達障害や外国人児童生徒への対応を、基礎定数化することで対応することにしていきます。

この基礎定数化については、地方公共団体による教職員の安定的・計画的な採用や配置が可能になるため、望ましいと考えます。他方で、教職員についての概算要求において文部科学省が 3,060 人を要求したのにも関わらず、予算案では基礎定数と加配を合わせても 868 人の改善にとどまっております、不十分と言わざるを得ません。

多忙な教員が、児童生徒と向き合う時間をしっかりと確保できるようにするためには、小中学校の全ての学年での 35 人以下学級の実現が必要です。そのためにも、教職員定数の一層の改善が必要不可欠と考えますが、政府の方針をご説明下さい。

また、いじめ・不登校や貧困等への対応を推進するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる拡充が重要となります。現状 非常勤として配置されることの多いこれらの専門職について、中央教育審議会の答申で示されたように、将来的には正規の職員として規定するとともに、教職員定数に含め、国庫負担の対象とすべきと考えますが、総理のご見解をお伺いします。

【最後に】

昨年の臨時国会では、カジノ解禁、年金カット、TPP と強行採決が相次ぎました。これらが、今の日本にとって、手段を選ばず実現しなければならない優先課題だったのでしょうか。明日の暮らしに行き詰まる非正規社員、将来に夢を持てなくなっている若者、老後に不安を抱える高齢者が急増している中で。現在と未来の国民にとって、本当に一番優先すべきことは何なのか、ということをご真摯に自省して頂くことを総理に強くご要望申しあげて、質問を終わらせて頂きます。

ありがとうございました。

以上

* 答弁指定=すべて総理